

資料6

平成22年6月3日

姫路市長 石見利勝

姫路駅周辺街路等整備に係る交通対策協議会設置要綱を次のように定める。

姫路駅周辺街路等整備に係る交通対策協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、JR山陽本線等姫路駅付近連続立体交差事業に伴う姫路駅前広場の整備、大手前通りの整備及び内環状線内の街路の整備（以下「姫路駅周辺街路等整備」という。）に際し、都心核における安全で円滑な交通規制を計画し、姫路駅周辺の街路網整備を推進するために開催する姫路駅周辺街路等整備に係る交通対策協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議及び連絡調整を行う。

- (1) 姫路駅周辺街路等整備に際して道路交通への影響を最小限に抑えるための交通対策（次号において「交通対策」という。）及び駅前広場を含む新たな交通規制計画の検討
- (2) 交通対策の関係者への周知方法及び広報計画の検討
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる者で構成する。

(事務局及び協議会の運営)

第4条 協議会の事務局は、姫路市姫路駅周辺整備室に置く。

2 協議会の招集及び運営については、事務局が行う。

(関係者の出席)

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の構成員以外の者に出席をさせ、その意見又は説明等を求めることができる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年6月3日から施行する。
- 2 この要綱は、姫路駅周辺街路等整備が完了したときにその効力を失う。

姫路駅周辺街路等整備事業 位置図

